

香川地域継続検討協議会 規約

(目的)

第1条 今後発生する南海トラフの巨大地震による被害は、東日本大震災を踏まえると、個々の組織に止まらず広域的な災害が発生し、地域が機能不全に陥る恐れがある。また、近年は、地球温暖化の影響による記録的な大雨等により大規模な水害や土砂災害が発生し、地域が機能不全あるいは孤立することが懸念されている。このような事態に対応するためには、大規模かつ広域的な災害発生を想定した地域継続計画 (District Continuity Plan : DCP) の策定・運用が必要である。香川県は、中央防災会議が平成18年4月に定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領」により、同地震が発生した場合の四国の緊急災害現地対策本部が設置されることになっているなど、四国の防災拠点としての役割が期待されている。また、四国地方は台風常襲地帯であり、急峻な地形と脆弱な地質のため、常に水害や土砂災害の危険にさらされていることから、早急にDCPを策定することが必要である。

香川地域継続検討協議会（以下、「協議会」という）は、DCPの策定はもちろんその実効性を担保するために、各機関が既に策定している事業継続計画（Business Continuity Plan : BCP）についてもDCPの視点からの見直し・改善を図るとともに、BCPの策定が遅れている機関・組織のBCPの策定支援を行い、四国地震防災基本戦略の推進並びに大規模風水害等への対応を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域全体の防災力向上を目指した地域継続計画 (DCP) の検討に関すること
- (2) 事業継続計画 (BCP) 及び地域継続計画 (DCP) の普及に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる行政機関、民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、香川大学危機管理研究センター長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が構成員の中から会長代理を指名する。
- 5 会長代理は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 会長は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。

3 会長は、必要に応じて構成員以外のものを会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は香川大学危機管理研究センターに置くものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

第8条 この規則は、平成24年5月31日から運用する。
この規約は、平成24年10月12日から運用する。
この規約は、平成25年3月26日から運用する。

別表（第3条関係）

総務省 四国総合通信局 総務部総務課長
総務省 四国総合通信局 無線通信部陸上課長
厚生労働省 四国厚生支局 企画調整課長
経済産業省 四国経済産業局 総務企画部 総務課長
経済産業省 中国四国産業保安監督部四国支部 管理課長
国土交通省 四国地方整備局 企画部広域計画課長
国土交通省 四国地方整備局 企画部防災課長
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 副所長
国土交通省 四国運輸局 総務部安全防災・危機管理調整官
国土交通省 国土地理院四国地方測量部 防災情報管理官
気象庁 高松地方気象台 防災業務課長
香川県 危機管理総局危機管理課長
香川県 土木部 技術企画課長
高松市 総務局 危機管理課長
高松市 上下水道局 企業総務課長
坂出市 総務部 職員課 危機監理室長
(社)香川経済同友会 調査課長
高松商工会議所 総務部企画・広報担当課長代理
香川大学危機管理研究センター長 白木 渡
香川大学危機管理研究センター 副センター長 客員教授 岩原 廣彦
香川大学工学部教授 井面 仁志
香川大学危機管理研究センター 特命准教授 磯打 千雅子
香川大学危機管理研究センター 特命助教 高橋 亨輔
四国電力(株)
西日本電信電話(株) 四国事業本部 設備部災害対策担当課長
(株)NTT ドコモ四国支社 ネットワーク部災害対策室 担当課長
四国ガス(株) 高松支店次長
西日本高速道路株式会社 四国支社